

改正後

和歌山県建設発生土管理基準

~~平成29年8月23日~~令和元年5月13日

和歌山県

県土整備部

改正前

和歌山県建設発生土管理基準

平成29年8月23日

和歌山県

県土整備部

(略)

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日制定)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月16日一部改正)

この基準は、令和元年7月1日から施行する。(令和元年5月13日一部改正)

(略)

(略)

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日制定)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月16日一部改正)

(略)

様式-3

土 壌 検 査 結 果 証 明 書					
様		発 行 番 号 分 析 機 関 名 代 表 者 地 址 所 在 地 号 電 話 番 号 計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号 環 境 計 量 士			
		印			
		印			
年 月 日 に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)					
計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38. 1. 1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。) 又は昭和 46 環告第 59 号付表 1
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1
鉛	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05 以下	日本工業規格 K0102 65. 2
砒素	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 42
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 23、昭和 49 環告第 64 号付表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 24
ジクロロメタン	mg/l			0.02 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
四塩化炭素 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 平成 9 環告第 10 号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04 以下	シス体；日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2 トランス体；日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 1
チウラム	mg/l			0.006 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 45
シマジン	mg/l			0.003 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 56 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 56 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
セレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 67. 2, 67. 3 又は 67. 4
ふっ素	mg/l			0.8 以下	日本工業規格 K0102 34. 1, 34. 4, 34. 1c) 及び昭和 46 環告第 59 号付表 67
ほう素	mg/l			1 以下	日本工業規格 47. 1, 47. 3 又は 47. 4
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 78
検体の性状	形状			色	におい
備考	発生場所： 発生事業者名： 工事名：				

*計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

様式-3

土 壌 検 査 結 果 証 明 書					
様		発 行 番 号 分 析 機 関 名 代 表 者 地 址 所 在 地 号 電 話 番 号 計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号 環 境 計 量 士			
		印			
		印			
年 月 日 に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)					
計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38. 1. 1 の方法を除く。)
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1
鉛	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05 以下	日本工業規格 K0102 65. 2
砒素	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 2、昭和 49 環告第 64 号付表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 3
ジクロロメタン	mg/l			0.02 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
四塩化炭素 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 平成 9 環告第 10 号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 1
チウラム	mg/l			0.006 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 4
シマジン	mg/l			0.003 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5. 1. 5. 2 又は 5. 3. 2
セレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 67. 2, 67. 3 又は 67. 4
ふっ素	mg/l			0.8 以下	日本工業規格 K0102 34. 1, 34. 4, 34. 1c) 及び昭和 46 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg/l			1 以下	日本工業規格 47. 1, 47. 3 又は 47. 4
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 7
検体の性状	形状			色	におい
備考	発生場所： 発生事業者名： 工事名：				

*計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

別表 1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 (以下「規格」という。) K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格 K0102 の 38 に定める方法 (規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は日本工業規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 ㍉につき 0.05mg 以下	日本工業規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.7 を除く。)に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 の 61 に定める方法
総水銀	検液 1 ㍉につき 0.0005mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 42 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 23 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 34 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.004mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.1mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス=1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.04mg 以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 1mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.03mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
テウラム	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 45 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ㍉につき 0.003mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 56 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
テオベンカルブ	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 56 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0102 の 67.2.67.3 又は 67.4 に定める方法

別表 1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格 K0102 の 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は日本工業規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 ㍉につき 0.05mg 以下	日本工業規格 K0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 の 61 に定める方法
総水銀	検液 1 ㍉につき 0.0005mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.004mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.1mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス=1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.04mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 1mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.03mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
テウラム	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ㍉につき 0.003mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
テオベンカルブ	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	日本工業規格 K0102 の 67.2.67.3 又は 67.4 に定める方法

ふっ素	検液 1%につき 0.8mg 以下	日本工業規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、リン酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(62)第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 67 に掲げる方法
ほう素	検液 1%につき 1mg 以下	日本工業規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1%につき 0.05mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 第 78 に掲げる方法

備考

1. ~ 3. (略)
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(略)

別表 2

試料の採取方法

1 搬出する土砂等の採取方法

ア～エ (略)

※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、~~シス~~-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンの 1 2 物質。

ふっ素	検液 1%につき 0.8mg 以下	日本工業規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は 34.1c) (注(6)第 3 文を除く) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる) 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1%につき 1mg 以下	日本工業規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1%につき 0.05mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 第 7 に掲げる方法

備考

1. ~ 3. (略)

(略)

別表 2

試料の採取方法

1 搬出する土砂等の採取方法

ア～エ (略)

※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンの 1 2 物質。